

ピースボート地球一周の船旅

2025年4月 Voyage120

必要書類・渡航手続きのご案内

日本出発前に必要な手続きがございますので、
必ず本紙全文ご確認ください。

書類提出期限 2025年1月31日(金)まで

期限内に書類を提出いただけない場合、旅行にご参加いただけない可能性がございます。

※18歳未満のお客様は、追加でご提出いただく書類がございます。

別紙『「未成年者渡航同意書」提出のお願い』をご覧ください。

シェンゲン協定加盟国滞在可能日数について

日本国籍の方の、シェンゲン協定加盟国(下記参照)滞在は、あらゆる180日間で滞在日数が90日以内であること、と定められております。本クルーズでは加盟国訪問も多く、クルーズ前後に加盟国訪問をご予定の方は滞在日数超過となりませんようご注意ください。シェンゲン協定加盟国間の航海中も滞在日数に数えます。

※加盟国(五十音順):アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、クロアチア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク

※シェンゲン協定.....ヨーロッパの国家間において国境検査なしで国境を越えることを許可する協定。

■提出書類のご案内 ①~⑥までの書類をご提出ください。

① パスポート（旅券）カラーコピー【顔写真ページの見開き】

旅行には旅行終了より6か月以上の残存有効期間があるパスポートが必要です。

（有効期限満了日：2026年2月8日以降）

パスポートの査証欄は最低3ページ以上（うち連続見開き2ページ）の余白が必要です。

下記条件を満たしたパスポートのカラーコピーをご提出ください。

- ・フルカラーで、インクにじみや印刷よごれのない鮮明なもの
- ・文字、顔写真がはっきり判別できる、B5以上の大きさの用紙に印刷されたもの
- ・ページ下部のマシンリーダブル（機械可読）英数字列がすべて写っているもの



※見開きコピー見本

② 証明写真

同封されているチャック付き透明袋の中に、下記条件をすべて満たす写真を1枚入れてご提出ください。

- ・縦4.5cm×横3.5cmの大きさ
- ・フルカラーで、インクにじみや印刷よごれのない鮮明なもの
- ・提出の6か月以内に撮影されたもの
- ・顔がはっきり見える、めがねをかけていないもの
- ・無帽で正面を向き、しっかりと目を開いたもの
- ・背景の色が白、青、グレーの単色いずれか
- ・写真用紙に印刷されたもの
- ・無加工で、スナップ写真でないもの
- ・【申込番号とお名前（カタカナ）】が写真の裏面に記入されたもの（写真表面に筆跡が浮き出ないこと）

③ お伺い書

ご旅行中の緊急連絡先を含む、旅行手続きに必要な情報をお伺いします。

全項目ご記入のうえ、ご提出ください。

クルーズ中、体調を壊すなど万一のトラブル発生時には、本船から緊急連絡先の方にご連絡をとり、寄港地までお迎えに来ていただくことや、旅行継続に関する意思決定のお願いをしなければならない場合がございます。緊急連絡先の方へも、予めお伝えのうえ、ご理解いただけますようお願いいたします。

④ ESTA（米国電子渡航認証システム）

詳細は次項「ESTA登録のご案内」をご覧ください。

⑤ 海外旅行保険証券（証書等）コピー

A) 弊社にて海外旅行保険に加入希望の場合 → 旅行総合保険契約申込書をご提出ください。

※出発当日チェックイン時に保険証券をお渡ししますので、事前のコピー提出は不要です。なお、旅行変更費用補償特約付きで加入の場合は、保険料のお支払いを弊社が確認できました時点で保険証券を発券し郵送いたしますので、乗船時には保険証券原本を必ずご持参ください。

※旅行変更費用補償特約付きでご加入の場合、早得ぶらす残高が残っているか、諸経費分のご入金額が保険料を越えている場合は、保険料ご入金済みとして、保険申込書が届いた時点で保険証券を発券します。

B) 自己加入の場合 → 海外旅行保険証券（証書等）コピーをご提出ください。

※クレジットカード付帯旅行保険の保険期間は最長でも90日間となっています。期間延長が可能か当該保険会社にお問い合わせください。期間延長ができない場合、本旅行は対象外となりますので、旅行期間をすべてカバーする保険にご加入ください。

※疾病治療の補償には必ずご加入ください。

⑥ 健康質問書

ご旅行に際しまして、健康状態をお伺いします。全項目ご記入のうえ、ご提出ください。（全年齢対象）

※乗船時75歳以上の方は「健康診断書」もあわせてご提出ください。

■ESTA (米国電子渡航認証システム)登録のご案内

米国への入国または飛行機乗り継ぎに際し、ESTA(米国電子渡航認証システム)の事前登録が必要です。ESTA未取得または期限切れのお客様は弊社で代行登録いたします。

A) 代行登録 → 「ESTA代行登録申込書」をご提出ください。

(渡航手続代行契約)

代行登録料15,400円にて承ります。同封の「ESTA代行登録申込書」にもれなくご記入のうえ、弊社までご送付ください。申込書到着後は、お預かり金の一部を代行料金とみなし、手続きを開始いたします。手続き開始後は、代行登録料は返金いたしかねますので、予めご了承ください。

※弊社にて適正な手続きを行ったにもかかわらず、米国CBP(国土安全保障省 税関・国境取締局)より渡航認証登録が拒否された場合でも、代行登録料はご返金できません。

※渡航認証が拒否された場合、ご出発までに米国の査証(ビザ)の取得が必要です。

B) 有効なESTAをお持ちの方、ご自身で登録された方 → 「ESTA自己取得届出書」をご提出ください。

ご自身で登録される際のESTAに関するご質問、相談は承っておりませんので、ご不明な場合は弊社の代行登録をお申し付けください。

！ 重要1

下記に該当する方は、日本国籍であってもESTAの対象外となり、米国ビザ取得が事前に必要です。弊社まで必ずご連絡ください。

- ・ 2011年3月11日以降にイラン、イラク、スーダン、シリア、リビア、ソマリア、イエメン、北朝鮮に渡航または滞在したことがある方
- ・ 2021年1月12日以降にキューバに渡航または滞在したことがある方
- ・ キューバ、イラン、イラク、スーダン、シリア、北朝鮮のいずれかの国籍を有する二重国籍者
- ・ 米国への超過滞在歴のある方

！ 重要2

以下をお持ちの方は弊社までコピーをご提出ください。
また、旅行には原本の持参が必要です。

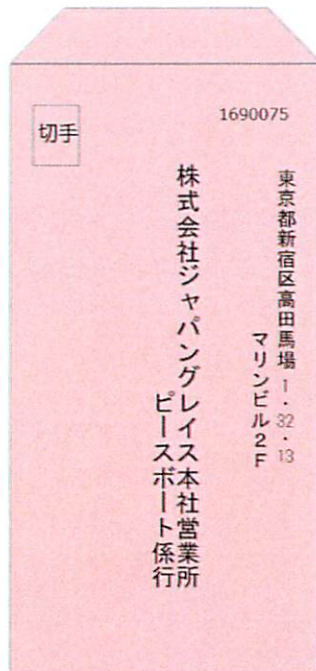
- ・ グリーンカード
- ・ 米国ビザ
- ・ 米国国籍パスポート

PEACE BOAT

旅行企画・実施 **JG** 株式会社ジャパングレイス

必要書類のご提出方法について

返信用封筒を同封いたします。書類提出時にご利用ください。



<すべてのお客様にご提出いただく書類>

- ☐ パスポートカラーコピー
- ☐ 証明写真（下部に記載の専用袋を使用）
- ☐ お伺い書
- ☐ 健康質問書
- ☐ ESTA 代行登録申込書
または
ESTA 自己取得届出書
- ☐ 損保ジャパン海外旅行総合保険契約申込書
または
海外旅行保険証券コピー

<対象の方にご提出いただく書類>

- ☐ 健康診断書（出航時 75 歳以上の方）
- ☐ 渡航同意書（出航時 18 歳未満の方）
- ☐ オプショナルツアー参加に伴う追加書類
- ☐ その他

申込番号:	
フリガナ 氏名:	様
証明写真 4.5cm × 3.5cm 1枚	
※ 台紙に貼らずにご提出ください ※ 写真裏面にも お名前と申込番号を ご記入ください	

証明写真を提出いただく際の汚損、紛失を避けるため、専用の袋を同封いたしました。提出時にご利用ください。

写真裏面とチャック付き透明袋の台紙に、申込番号とお名前のフリガナをご記入のうえ、他の必要書類と一緒に提出ください。

お客様ご自身でご用意された入れ物をお使いになる場合でも、写真の裏面に申込番号とお名前のフリガナをご記入ください。

「健康質問書」のご提出についてのお願い

クルーズへのご参加にあたり、普段の環境とは異なる船内や寄港地で、お客様が健康・安全に過ごせますよう、すべてのお客様に「健康質問書」のご提出をお願いしております。

弊社では、万が一、お客様が体調を崩された場合や、病気で治療が必要となられた場合に備え、応急処置を目的とした船内診療室に、医師と看護師を乗船させております。ただし、船内の医療設備や常備している薬剤には限りがありますので、詳しい検査や治療が必要な場合には、寄港地で下船して現地の医療機関を受診していただきます。

適切で迅速な応急処置のためには、お客様の健康に関する情報が大変重要になりますので、以下の諸点にご注意のうえ「健康質問書」を記入漏れのないようすべてご記入いただき、すみやかにご提出をお願いいたします。

- ※ 健康状態について、弊社社員より質問させていただくことがございます。
- ※ 健康質問書のご提出が遅れたり、記入内容等に変更が生じた場合は、必ず弊社営業部までご相談ください。
- ※ ご記入内容により、船医が「診断書」を必要と判断する場合もございます。
- ※ 「健康質問書」に虚偽の内容が記載されていることが判明した場合、乗船をお断りする場合がございます。

▶ 現在お薬を服用中の方

現在、主治医が処方した薬を服用中の方は、ご旅行期間中に必要な数量の薬をご自身でご用意ください。診療室に準備している薬剤の種類や数には限りがあり、お忘れになっても処方が出来ません。

もし忘れた場合は、現地の病院をご自身で受診していただき、処方（自己負担）していただく必要がございます。また、お薬手帳は必ずご持参ください。

▶ 年齢を問わず、定期的に医師の診療・治療・投薬を受けていらっしゃる方

船医の判断により下記4項目を明記した主治医による「診断書」をご提出いただく場合があります。

- ① 診断名
- ② 現在までの経過・症状
- ③ 服用中の薬品名
- ④ 「当該旅行の参加に支障がないかどうか」

出航時の年齢が75歳以上の皆さまへ

「健康質問書」に加え、医師による「健康診断書」のご提出が必要となります。出航時75歳以上のお客様は、同封の弊社所定「健康診断書」をご提出ください。

※ご提出いただいた書類に未記入や、所定の項目に不足のある場合は再提出をお願いいたします。

※医療機関に行く際はクルーズパンフレットなど旅行行程の分かるものをお持ちになることをお勧めいたします。

ご提出いただきました「健康質問書」「診断書」などは、船内の診療室に勤務する医師・看護師が皆さまの健康状態を把握する参考資料として、大切に保管させていただきます。ご不明な点などありましたら弊社までお問い合わせください。

[30日以上]

202412

ESTA 代行登録申込書 (渡航手続き代行契約)

A) 登録代行をご希望の方は
ご提出ください。

株式会社ジャパングレイス宛

株式会社ジャパングレイスに「ESTA 代行登録」を申し込みます。

フリガナ
氏名：

申込番号：

1～4ページの質問事項にすべてご回答のうえ、ご署名ください。

以下記載は米国国土安全保障省公式ホームページより転載しております。
全ての質問は ESTA 登録に必要な事項として米国 CBP(U.S. Customs and Brorder Protection) より
定められている内容です。

現住所：フリガナ

〒

電話番号：

1) 出生地はどこですか？

国名

都道
府県

個人識別番号（日本国籍は回答不要、お持ちの方のみ記入）

2) 現在、別の国の市民あるいは国民ですか？ 複数の国籍を持っていますか？

☐ はい ☐ いいえ

はいの場合ご記入ください。

市民権・国籍のある都市名・国名

市民権、国籍を取得した経緯

☐ 出生

☐ 両親を通じて

☐ 帰化

☐ その他〔 〕

3) これまでに、現在の国籍以外の国の市民・国民だったことはありますか？

☐ はい ☐ いいえ

はいの場合ご記入ください。

市民権・国籍のあった都市名・国名

期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4) パスポートと違う名前 または通称を使用していますか？

☐ はい ☐ いいえ

はいの場合ご記入ください。

5) 現在の国籍以外の国から、これまでに渡航用のパスポートまたは国家身分証を 発給されたことはありますか？

☐ はい ☐ いいえ

はいの場合ご記入ください。

発給国名

文書の種類

パスポート ・ 国家身分証明証

有効期限

文書番号

6) CBP Global Entry プログラムのメンバーですか？

米国永住資格を保持しない日本国籍の方は CBP Global Entry プログラムの対象とはなりません。

☐ はい

☐ いいえ

はいの場合ご記入ください。

PASS ID:

7) ご両親のお名前をご記入ください。

ご存命の有無にかかわらずご記入ください。不明の場合はその旨をご記入ください。
当社でヘボン式ローマ字に変換して手続きします。※日本国籍以外の方はローマ字でご記入ください。

フリガナ

父氏名

フリガナ

母氏名

8) 現在または過去に勤務経験がありますか？

☐ はい

☐ いいえ

はいの場合ご記入ください。詳細が不明な場合でも、分かる範囲でご回答ください。

勤務先名

フリガナもしくは英語で記入

フリガナ

海外の場合は英語で記入

〒

勤務先電話番号

9) ご旅行中の緊急連絡先

フリガナ

氏名

E メールアドレス

ない場合は「なし」と記入

電話番号

※ 以下 10) ~ 12) の質問項目に「はい」と回答された方は、ESTA が発給されず、アメリカビザの取得が必要になる場合があります。
また、虚偽の回答で ESTA を取得した場合、入国を拒否される可能性があります。「はい」に該当する方は弊社までご連絡ください。

**10) あなたには、他人の財産、安全に危害をもたらす
身体もしくは精神の障害がありますか？
あるいは薬物乱用者または依存症ですか？
または右記の疾患を患っていますか？**

☐ はい

☐ いいえ

- ・ コレラ
- ・ 結核
- ・ 黄熱病
- ・ ウイルス性出血熱
- ・ 伝染の可能性があり、死に至る可能性の高い重度の急性呼吸器疾患
- ・ ジフテリア
- ・ 天然痘
- ・ ペスト

伝染病については公衆衛生法セクション 361(b) に準じて指定されています

11) 下記にあてはまるものがありますか？

☐ はい ☐ いいえ

- ・他者または政府当局に対して、所有物に甚大な被害を与えるか、重大な危害を加えた結果、逮捕または有罪判決を受けたことがある。
- ・違法薬物の所持、使用、流通に関するいずれかの法規に違反したことがある。
- ・テロ活動、スパイ行為、破壊工作、集団虐殺に参画しようとしたり、参画したことがある。
- ・あなた自身または他者用のビザを取得するため、あるいは米国に入国するために、詐欺行為または不正代理行為を犯したことがある。
- ・米国での就労を模索している、または過去に米国政府の許可なく米国で雇用されていたことがある。
- ・米国が許可した滞在期間を超過して米国に滞在したことがある。

12) 現在使用中または過去に使用していたパスポートを用いて米国ビザを申請した際に、否認されたことがありますか？ あるいは米国への入国を拒否または米国入国地での入国申請を取り消されたことがありますか？

☐ はい ☐ いいえ

はいの場合ご記入ください。

いつ

年 月 頃

どこで

13) 2011年3月1日以降にイラク、シリア、イラン、北朝鮮、スーダン、リビア、ソマリア、イエメンに、または2021年1月12日以降にキューバに渡航あるいは滞在したことはありますか？ はいの場合、アメリカビザ取得が必要になる可能性があります。

☐ はい ☐ いいえ

はいの場合ご記入ください。

国名

年 月 日 から

年 月 日 まで

☐ 旅行者としての渡航（休暇）

☐ 商業、ビジネス目的

☐ その他（ ）

免責事項

下記の情報を読み、承知したことを表明してください。

☐ はい。私は下記の説明を読み、内容を理解し、これらの条件に合意します。

☐ いいえ。より詳しい説明が必要です。または承知を拒否します。

この電子渡航認証では法執行期間のデータベースをチェックします。Visa Waiver Program(ビザ免除プログラム)により米国へ入国しようとしているすべての旅行者は、搭乗に先立ちこのシステムを利用して電子渡航認証を取得する必要があります。

電子渡航認証許可が下りた場合、あなたは渡航資格を得たことにはなりますが、Visa Waiver Program(ビザ免除プログラム)により米国への入国が確約されたわけではありません。米国到着時に入国地でのU.S. Customs and Border Protection(米国税関国境取締局)審査官の審査により、Visa Waiver Program(ビザ免除プログラム)または米国の法規に従い、入国が許可されない可能性もあります。

電子渡航不許可と判断された場合でも、米国に渡航するためのビザ申請は可能です。

申請者本人または第三者である代理人が提出したすべての情報は、真実かつ正確でなければいけません。適格性に影響を及ぼす新たな情報等により、時機や理由の如何を問わず、電子渡航承認は取り消されることがあります。もし本人または代理人が提出した電子渡航認証の申請内容に、故意による著しい誤り、虚偽、詐欺的記載または説明がなされた場合、監視または刑罰の対象になります。

警告：米国への入国申請に応じて、通関手続地でVisa Waiver Program(ビザ免除プログラム)によりU.S. Customs and Border Protection 審査官があなたの入国を許可した場合は、同プログラムでの滞在期間中に無許可の就労、または就学、あるいは外国情報メディアの代理人を務めるはなりません。Section 245(c)(4) of the immigration and Nationality Act が適用されない限り、1) 非移民資格の変更、2) 滞在期限の延長、3) 一時的または永久的な居住者への資格変更は申請することはできません。上記に違反した場合は、強制退去の対象となります。

The Travel Promotion Act of 2009

下記の情報を読み、承知したことを表明してください。

☐ はい。私は下記の説明を読み、内容を理解し、これらの条件に合意します。

☐ いいえ。より詳しい説明が必要です。または承知を拒否します。

2010年3月4日、オバマ大統領が Travel Promotion Act(TPA) of 2009, Pub.L.No.111-145 に署名しました。同法は、国土安全保障省長官に ESTA システムの利用料を設定するように指示しています。The Further Consolidated Appropriations Act, 2020(PL 116-94)により、ESTA 申請手数料が \$21 に改定となりました。内訳は、米国への渡航許可を受ける VWP 申請者 1 人につき \$17.00、ESTA 申請手続費用が \$4.00 となっています。VWP により米国への渡米許可が拒否された申請者には \$4.00 のみ請求されます。申請手数料の支払いには、クレジットカードまたは PayPal のみ利用可能です。申請者は、申請データを保存し、後日申請ページに戻って支払い情報を入力することも可能です。ただし、すべての支払い情報の入力完了するまで、申請書は提出されません。

WARNING 警告: この手数料はクレジットカードで支払います。

すべての申請者が正確に ESTA とクレジットカード情報を正確に入力することが極めて重要です。もし誤った情報が入力された場合、再申請のため申請者に追加費用が請求される場合もあります。申請内容を更新する場合は、追加費用は発生しません。支払い手続きを完了していない申請者は、米国への渡航認証を受け取ることはできず、米国が目的地であるいかなる航空機、船舶にも搭乗することは許可されません。もし申請者がこの費用の支払いを中止した場合、米国への渡航認証は無効になります。

CBP は、申請者のクレジットカード会社がこの決済に対して請求する可能性のある追加費用に対しては責任を負いません。この“Apply(申請する)”ボタンを押すと申請手続きは開始され、申請者は ESTA システムの利用に際して、CBP が請求するすべての手数料に異議を唱えないことに合意し、さらに払い戻しもない旨を承知することになります。

権利の放棄

ESTA により取得した私の渡航認証が有効期間中の入国許可要件に関し U.S. Customs and Border Protection 審査官が下す決定について、審査または不服申立てを行う、あるいは亡命の申請事由を除き、Visa Waiver Program (ビザ免除プログラム) による入国申請から生じる除外措置について、意義を申し立てる権利をここに放棄する、という通告を読み、その旨承知しました。

上記の放棄宣誓に加え、Visa Waiver Program に基づく米国への入国条件として、米国到着時の審査中、生体認証識別(指紋や写真など)を提出することにより、U.S. Customs and Border Protection Officer (米国税関国境取締局) 審査官の入国に関する決定について、審査または不服申立てを行う、あるいは亡命の申請事由を除き、Visa Waiver Program (ビザ免除プログラム) による入国申請から生じる除外措置について意義を申し立てる権利を放棄することを、再度表明するものとします。

申請内容に関する証明

私、申請者本人は、この申請についてのすべての質問事項および通告を読み、あるいは既に読み終え、この申請に関する質問事項および通告のすべてを承知した旨、ここに証明します。

この申請書に提供された回答と情報は、私の知り得る限り真実かつ正確なものです。

年 月 日

ご署名